

初任運転者に対する安全運転の実技指導

新たに入社した運転者に対し〈旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針〉に基づき、安全運行に必要な知識・技術を教育します。

【時期】

入社後運転者として選任前に実施

【指導者】

安全総括運行管理者

所属営業所運行管理者

【指導内容】

座学指導（最低 10 時間以上）

- 1) 事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項
- 2) 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
- 3) 運行の安全及び旅客の安全を確保するための留意すべき事項
- 4) 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
- 5) 安全の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適正な運転方法
- 6) ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正

実技指導（20 時間以上）

実際に運転する貸切バス車両を使用し「運転操作」「運転技術」「ルートの確認」を実施します。

姫観光バス株式会社